

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を申請することができる者は、新入生及び在学生（1年次又は2年次に在学する者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 規程第2条第1号に定める「現職教員等である者」とは、次のいずれかに該当する職にある者をいう。

ア 学校教育法第1条に規定する学校の教員

イ 教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員（アに該当する者を除く。）

ウ 学校教育法第124条の2に規定する専修学校の教員

エ 学校教育に類する教育を行う者のうち、他の法律に特別の規定がある機関において教育又は研究の職に従事している者

オ 教育相談機関において教育相談又はカウンセリングの職に従事している者

カ 社会教育施設等の教育機関において教育又は研究の職に従事している者

キ 障害児（者）の社会福祉施設・機関において教育、指導、療育又はセラピーの職に従事している者

ク アからキの非常勤の職にある者であって、長期履修が必要であると東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長が認めた者

(2) 規程第2条第2号に定める「前号以外の職にある者」とは、次のいずれかに該当する職にある者をいう。

ア 会社等で常勤の職にある者

イ 自ら事業を行っている者であって、当該就業を生計維持の主たるものとする者
(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書に添えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 前条第1号又は第2号アに該当する者は、本学所定の在職証明書（別紙様式1）

又は在職していることが確認できる書類

(2) 前条第2号イに該当する者は、本学所定の申立書（別紙様式2）

(3) 規程第2条第3号に該当する者は、当該事情を確認できる書類

(4) その他学長が必要と認める書類

(申請期間)

第4条 規程第3条に定める申請期間は、次のとおりとする。

(1) 入学志願者が入学時から長期履修を希望する場合は、入学者選抜試験受験年度の出願期間内とする。

(2) 在学生在が長期履修を希望する場合は、1年次又は2年次の1月末日（10月入学生においては、1年次又は2年次の8月末日）までとする。

(履修期間の変更)

第5条 規程第6条に定める履修期間変更の申請期間は、履修期間を変更しようとする前年度の1月1日から1月末日（10月入学生においては8月1日から8月末日）までとする。

(標準修業年限への短縮)

第6条 規程第6条にいう履修期間変更のうち「履修期間の短縮」には標準修業年限への短縮を含むものとする。

(申請書の提出先)

第7条 規程第3条及び第6条に定める申請書の提出先は、学務課博士課程係とする。

(学籍簿の取扱い)

第8条 長期履修学生として許可された場合は、学籍簿にその旨を記載する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。